

変動型(平均型)最低制限価格制度(試行)の見直しについて

1 概要

「変動型(平均型)最低制限価格制度(試行)」の一部改正を行います。

2 制度改正の内容

① 対象 設計額 130 万円超の建設工事（総合評価方式案件を除きます。）

② 算定式

最低制限価格 = (※1 下限価格 + ※2 ①平均入札価格又は②中央値) ÷ 2
(1 円未満の端数は切り上げ)

〔「中央値」適用工事：一般競争入札で有効入札数 6 件以上の建設工事〕
※「中央値」適用工事以外は、「平均入札価格」で算定します。

※1 下限価格 = 予定価格 × **90%** (改正前：88%)

 **改正点**

※2① 平均入札価格 = A ÷ B (1 円未満の端数は切り上げ)

A：下限価格以上で予定価格以下の有効入札から
最高入札金額の札を除いた合計額

B：合計額の対象となった入札数

※ 有効な入札が最高入札金額のみの場合は、
その額を平均入札価格とします。

※2② 中央値 = 下限価格以上で予定価格以下の有効入札を
金額順に並べたときの中央の入札金額

※ 有効入札数が奇数の場合は、中央の入札金額、
偶数の場合は、中央の 2 件の入札金額の平均額とします。
(1 円未満の端数は切り上げ)

3 適用開始日

令和 6 年 3 月 1 日 (金曜日) 以降に入札公告又は指名通知する建設工事